

愛知県車両電気配線装置製造業 最低工賃が改定されます

効力発生の日 令和6年8月2日

愛知県内で、車両電気配線装置製造業に従事する家内労働者の方々に適用される最低工賃が、次のとおり改定されましたのでお知らせします。

最低工賃額：次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額	(参考) 引上額
カプラー 差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 47銭	7銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	9銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 68銭	10銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 78銭	12銭
チューブ 通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 37銭	7銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 70銭	11銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 79銭	8銭
防水栓 通し	カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。(手工具を使用せずに行うものに限る。)		1本につき 61銭	13銭

適用される家内労働者は、愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者の方々です。

上記の家内労働者に委託する委託者(愛知県内外を問わず)は、上記の最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃についての照会・相談先

愛知労働局労働基準部賃金課(052-972-0258)または最寄りの労働基準監督署